

第2部

災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策（治水対策）

（区土木部、都下水道局）

本区は、隅田川と荒川に囲まれた江東デルタ地帯の砂町処理区に属しており、雨水の排除においては、自然放流が可能な地区と、低地帯のようにポンプ所から放流している地区がある。

現在下水道局では、1時間50mmの降雨に対応する下水道整備を進めるとともに、施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力などの機能向上を図る再構築を行っている。

深川・城東地区においてはポンプ所で、雨水排水を行っている。さらに、管渠の改良・更新を行い、浸水被害の軽減に取り組んでいる（資料編その1 P.資1-113 I-34 「ポンプ所の現況」参照）。

一方、臨海・港湾地区では原則として分流式下水道のため、雨水のほとんどは自然流下で河川、海へ排水される。

1. 下水道施設の現況（都下水道局）

（令和7年3月31日現在）

下水道管	管渠延長 753,308m （内訳）幹線 47,323m、枝線 705,985m	
水再生センター	砂町水再生センター	処理能力 658,000 m ³ /日
	有明水再生センター	処理能力 30,000 m ³ /日
ポンプ所 （20か所）	木場、越中島、大島、東雲、新砂、有明、東雲南、豊洲、江東、新木場、青海ふ頭、若洲、青海その1・その2、有明南その1・その2、有明北その1・その2、中央防波堤内側、有明北雨水	排水能力（非常時最大能力） 134.6 m ³ /秒 (8,078.1 m ³ /分)

※ ポンプ所、排水能力等の詳細は、資料編その1 P.資1-113 I-34 「ポンプ所の現況」のとおり。

2. 排水施設の現況（区土木部）

資料編その1 P.資1-115 I-35 「排水施設一覧表」のとおり。

3. 東京都水防災総合情報システム

東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月の都庁移転に併せて稼働したシステムである。その後、取り扱う情報の多様化、システムの老朽化などに対応するため、平成11年4月、平成22年4月にシステム更新を行い、現在に至っている。このシステムは、以下の6つのシステムから構成されている。

(1) 観測・監視システム

都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画する。その他、調節池貯留量、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができる。

(2) 洪水予報発表システム

神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川における雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、気象庁と洪水予報の発表を行う。

(3) 土砂災害警戒情報発表システム

土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、気象庁と土砂災害警戒情報発表の準備を行う。

(4) 気象情報・態勢表示システム

自動収集した都内の気象情報を関係機関へ情報伝達し、水防態勢とともにリアルタイムで表示する。

(5) 伝達文作成・伝達システム

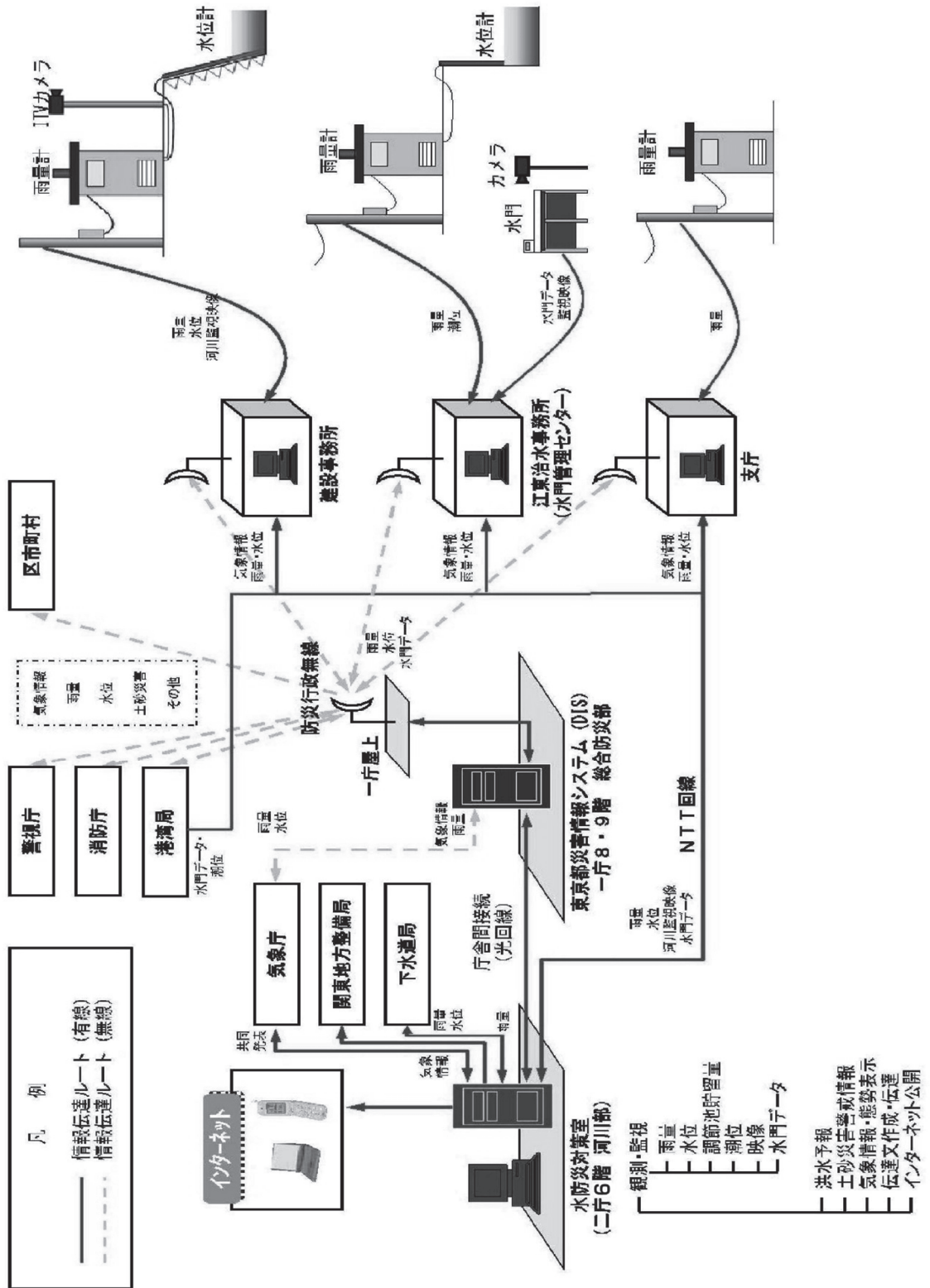
関係機関への情報や、態勢指示の伝達文を自動作成し、画面ポップアップ方式で迅速に伝達する。

(6) インターネット公開システム

都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、河川監視画像、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関する情報をリアルタイムで表示する。

【水防災総合情報システム全体概略構成図】

水防災総合情報システム概念図



第1部	第2部	第3部	第4部	第1部	第2部	第3部
	震災編			風水害編		

第2節 高潮対策

(区土木部、都建設局・港湾局・下水道局)

本区は、荒川や利根川の河口に発達した沖積三角州に立地し、その後の埋立造成により形成されてきた。その後、市街地として発展してきたが、相次ぐ地盤沈下により、これまで高潮による被害を数多く受けてきた。特に、昭和24年のキティ台風により惨たんたる浸水被害を受け、これまで河川護岸の嵩上工事補強等が実施されてきた。

また、根本的な対策として外郭堤防修築事業が昭和32年から着手された。この時の計画は大正6年の高潮(A.P. +4.21m)に対処し得る堤防高で実施されたが、昭和34年に名古屋地方を襲った伊勢湾台風の高潮(A.P. +5.10m)に鑑み、同台風程度の潮位に耐え得るよう既定計画の大幅な修正を行った。この工事は、臨海部分は都港湾局、隅田川左岸堤防は都建設局が所管し、また、荒川右岸堤防は国土交通省が直轄で事業を施工し、昭和40年度末をもってそれぞれ完成した。なお、気候変動の影響により将来の気温が2℃上昇すると想定した場合の海面上昇を考慮し、防波堤の嵩上げを段階的に実施していく。

1. 高潮防御事業

(1) 臨海部外郭堤防

臨海部の外郭堤防は、荒川河口右岸から相生橋に至る延長17.762kmの防潮護岸、胸壁及び堤防と水門5か所(豊洲水門、東雲水門、辰巳水門、あけぼの水門、新砂水門)及び排水機場2か所(辰巳排水機場、砂町排水機場)が昭和53年までに完成している。なお、令和3年度には、従来の辰巳排水機場の隣接地に新たな排水機場が完成し、これを受け、砂町排水機場を廃止している。

一方、内部護岸については、老朽化の程度、地盤沈下の状況及び関東大震災級の地震に対する耐震性等を考慮しつつ、昭和41年度より新護岸建設に着手した。また、情報の集中管理と指揮・命令系統の一元化により水門操作の迅速化を図るため、昭和62年度から水門に遠隔監視・操作システムを導入する工事を進め、平成2年度末に完了している。これにより、高潮に対し、より一層の安全性の向上及び管理の充実を図っている。

現在までに、新砂、夢の島、辰巳、東雲、豊洲6丁目、豊洲、越中島の間、17.762km(うち市場部分1.767km含む)の外郭堤防の整備が完了している。なお、昭和55年度より護岸の耐震補強等、整備水準の向上に努めている。

(2) 河川部外郭堤防

河川部の外郭堤防は、隅田水門より隅田川左岸を相生橋まで9.0kmの間にA.P. +6.4m～6.6mの天端高を有する新たな堤防である。これは昭和32年度より着工し、水門6か所(源森川水門、竪川水門、新小名木川水門、仙台堀川水門、油堀川水門、大島川水門)を完成させたのち、堤防護岸の築造が行われ、昭和40年度にほぼ完成した。

昭和44年度末には、内水排除計画に基づき小名木川排水機場が完成し、昭和49年度末には、油堀川水門の閉鎖に替えて、護岸を築造した。また、昭和59年度には、仙台堀川水門を撤去し、昭和61年11月に清澄排水機場が完成した。

荒川嵩上補強工事は、昭和36年度より10か年計画事業として延長109mにわたり実施中のところ、昭和38年度より緊急3か年計画高潮対策工事として実施し、これも昭和40年度末に完了した。

(資料編その1 P.資1-110 I-32 「江東地区外郭堤防一覧図」 参照)

(3) 江東内部河川整備

都において、耐震対策を考慮した「江東内部河川整備計画」が発表され、昭和46年度より着工している。具体的には、江東区を東西両地区に二分し、地盤が比較的高く河川の利用率が多い西側は耐震護岸方式で整備し、地盤が低く、災害に危険な東側は内水位低下方式により整備することとした。また、雨水排水上効果の少ない河川は埋立、暗渠化により土地利用の効率化を図るものとした。

平成5年度には、計画の見直しが行われ、埋立、暗渠化河川として計画されていた西側河川の大横川(仙台堀川～平久川、竪川～小名木川合流点)、竪川(大横川～隅田川)、大島川西支川、大横川南支川、越中島川の5河川が新たに計画外河川から耐震護岸整備河川に編入された。この計画の見直しにより耐震護岸整備河川に編入された河川は、平成3年度より大横川、平成5年度より大島川西支川、平成15年度より大横川南支川において着手し、平成18年度末までに3河川が橋梁の取付部を除いて既成している。残りの河川については、現在整備が進められている。

また、東側の水位低下河川については、昭和53年12月に第一次水位低下(A.P. ±0m程度)が、平成5年3月に第二次水位低下(A.P. -1.0m)が実施され、この区域の安全性は飛躍的に向上した。現在は、平成17年9月の計画に基づき、引き続き河道整備事業や耐震護岸の整備が進められている。

さらに、平成24年12月には、東日本大震災を踏まえ、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進している。現在、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」に基づき、引き続き耐震・耐水対策を進めている。

<江東内部河川整備事業>

- 河道整備 13.6 km
- 耐震護岸 23.1 km
- 閘 門 1 基
- 排水機場 3 か所 (仙台堀川導水路 1.8 km)
- 橋梁対策 48 橋
- 締 切 8 か所

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

<扇橋閘門概要>

- 閘室有効延長 110m
- 閘室有効幅員 11m

2. 内水排除

防潮堤により囲まれた湾岸域に台風が襲来し、異常潮位の発生が予測される場合には、水門を閉鎖するが、多量の降雨があったときに水門を閉鎖すると、河川、運河の水位が上昇し、浸水被害が発生するおそれがある。これを防止するため、河川、運河に流入した雨水をポンプにより防潮堤外に排除する。

荒川と隅田川により囲まれた江東デルタ地帯を、伊勢湾台風級の高潮から防護するため、高潮対策事業及び江東内部河川整備事業が実施されている。

これらの事業では、江東デルタ地帯を東西に二分し、東側区域の河川については水位低下を実施し、高潮時には小名木川排水機場及び木下川排水機場から防潮堤外に内水を排除している。一方、西側区域については、高潮時に水門を閉鎖し、辰巳排水機場及び清澄排水機場から防潮堤外に内水を排除している。

施設の現況は次のとおりである。

① 都港湾局施設現況

- 辰巳排水機場 69 m³/sec (排水能力)

② 都建設局施設現況

- 小名木川排水機場 52.5 m³/sec (排水能力)
- 木下川排水機場 46 m³/sec (排水能力) (一部耐震工事中)
- 清澄排水機場 48 m³/sec (排水能力)

第3節 浸水対策

(区総務部・福祉部・障害福祉部・こども未来部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局)

1. 浸水想定区域の指定

水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定することが義務付けられた。また、新たに内水及び高潮に係る浸水想定区域制度が設けられ、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表することとなった。さらに、令和3年7月15日の水防法の改正により、「流域治水」の実効性をより高めるため、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象が拡大された。それぞれ、災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものが追加され、浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加することで、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。

本区は荒川の流域内に位置し、荒川が洪水予報河川に指定されているため、国は平成28年5月30日に水防法第14条の第1項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定・公表した。

2. 浸水想定区域内における避難体制確保

(1) 洪水予報等の伝達方法

区民に対する伝達は、防災行政無線（同報無線）を主とし、緊急速報メール、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、防災関連X（旧Twitter）、facebook、LINE、区ホームページ、Yahoo!防災速報、CATV、コミュニティFM等、あらゆる手段の活用を図るほか、新たな通信手段による多層化・多様化を図る。

(2) 洪水・高潮ハザードマップの作成・公表

区は、荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所が作成した「荒川流域浸水想定区域図」等に示される浸水想定区域について、広く区民に周知し、事前の備えに役立てるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平成22年度に「江東区洪水ハザードマップ」を作成した。

平成28年に指定・公表された洪水浸水想定区域図を反映し、「江東区洪水ハザードマップ」を令和2年3月に改定した。（資料編その1 P.資1-117 I-37-1 「江東区洪水ハザードマップ」参照）

また、平成30年に都が作成・公表した『高潮浸水想定区域図』を反映した「江東区高潮ハザードマップ」を令和2年3月に新規作成した。その後令和6年度に都が「高潮浸水想定区域図」を改定し、「江東区高潮ハザードマップ」を令和7年3月に改定した。（資料編その

1 P.資 1-121 I-37-2 「江東区高潮ハザードマップ」 参照)

(3) 浸水想定区域内の地下街等への対策

平成 17 年 5 月の水防法の改正に伴い、浸水想定区域に指定された区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）において、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合で江東区地域防災計画にその名称、所在を定められた地下街等の所有者又は、管理者による避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成が義務付けられた。

さらに平成 25 年 7 月の水防法の改正において、被害軽減のために浸水防止に関する措置を計画に定めることも義務付けられ、地下街等に関しては避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成することとなる。また、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられた。

区は、地下街等の状況について調査を実施し、所有者又は管理者に対して浸水対策の必要性を伝えていくとともに、避難確保・浸水防止計画の作成を呼びかけ、計画を作成又は変更したときは区に報告するよう指示・助言等を行う（該当する施設の名称・所在地及び情報の伝達方法は、調査等に基づき資料編その 1 P.資 1-127 I-38「浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地」に掲載）。

(4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対策

近年多発する豪雨等において、要配慮者の被害が増加していることから、浸水想定区域内にある要配慮者に対し、速やかに情報の提供ができるよう、該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法を協議する（該当する施設の名称・所在地及び情報の伝達方法は、管理者の報告等に基づき資料編その 1 P.資 1-128 I-39「浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地」に掲載）。

なお、平成 29 年 6 月の水防法改正により、地域防災計画において浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務とされ、自衛水防組織の設置が努力義務とされた。

また、令和 3 年 7 月の水防法改正により、要配慮者利用施設の管理者等に区長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた区長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができるとされた。

区は、該当する施設の所有者又は管理者に対して浸水対策の必要性を伝えていくとともに、避難確保計画の作成を呼びかけ、計画を作成又は変更したときは区に報告するよう指示・助言等を行う（該当する施設は、資料編その 1 P.資 1-128 I-39「浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地」に掲載）。

(5) 要配慮者利用施設が策定した避難確保計画の実効性の確保

区は避難確保計画の内容の添削・助言及び要配慮者利用施設が避難確保計画に基づいて実施する避難訓練等の実施を支援する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

3. 浸水対応型のまちづくりの推進

国が示した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」（令和2年12月）では、区を含む東京東部地域（いわゆる「ゼロメートル地帯」）において、ひとたび荒川などの堤防が決壊すると、広範囲で浸水し、長期間に渡る壊滅的な被害が想定されるため、避難のあり方の検討や「高台まちづくり」の推進などを掲げている。

区では「江東区都市計画マスタープラン 2022」に基づき、浸水リスクに対応する垂直避難ゾーンを形成する「浸水対応型建築物の整備」を広げていく「浸水対応型のまちづくり」を推進するとともに、突発的な内水氾濫にも対応する取組みを展開することで、区全域の浸水被害を最大限低減させる。

（1）浸水対応型建築物の整備を推進

浸水想定エリアなど浸水リスクの高い地域においては、一時避難施設を拡充するため、中高層建築物の電気室・備蓄倉庫・集会所等を想定浸水深さ以上に設けるなど浸水対応型建築物の整備を推進するとともに、広範囲に一時避難者を受け入れる拠点づくりを大規模開発等に合わせて誘導する。

（2）マンション建設時における浸水対応の整備を誘導

「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、①建物への浸水対策の義務化、②緊急時の垂直避難への誘導、③重要事項説明書等による防災情報の周知を実施する。

（3）再生可能エネルギー設備等の災害時利用を推進

平常時には地球温暖化防止を推進するとともに、災害時の非常用発電設備として利活用できる太陽光発電システム等を導入する所有者等に対し、設置費用の一部を助成する。

（4）浸水対応の普及・啓発

ハザードマップ（高潮、洪水、大雨浸水）の普及啓発を図るとともに、土のうの配送や浸水対応に資する機能の設置等を誘導する。

また、浸水被害想定が認識できる仕組みなど、更なる普及啓発に取り組む。

4. 大規模なオフィス・商業施設等の水害対策の推進

大規模なオフィスや商業施設などの所有者・占有者・管理者等は、国の「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」などを踏まえ、水害による被害リスクを理解し、浸水被害を防止するための対策に努める。

また、在宅避難が可能な大規模マンション等についても建物のライフラインの停止等に備え、事前に必要な備蓄整備を促し、水害発生時におけるマンション内の連絡体制や対応方法等について共有を図る。

水害などの災害発生時は、同じ建物内や周辺地域の方々との連携・助け合いが重要であることから、平時から協力できる関係づくりに努める。

第4節 都市型水害対策

(水防関係機関)

近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型災害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。

ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、貯留・浸透施設や透水性舗装、浸透域といった雨水流出抑制施設の設置などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。

ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップを作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。

さらに水防資材の整備等を含めて、都と区が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。

これらの対策とともに、区は、様々な機会を捉え広く区民を対象とした広報・啓発活動を行う。

第5節 事業継続体制の確保（事業継続計画（BCP）の策定）

(区)

1. 事業継続計画（BCP）の策定

(1) 目的と概要

区は、災害応急対策活動を行う一方で、継続すべき重要な行政サービスについても、最低限の機能を確保するとともに、全ての業務が最短の期間で復旧する体制を構築する必要がある。

このため、内閣府の「市町村のための水害対応の手引き」や令和元年台風第19号における対応等を踏まえ、令和8年3月に「江東区事業継続計画（風水害編）」（以下この節において「区BCP（水）」という）を策定した。

区BCP（水）は、風水害の発生が見込まれる場合や発生した場合において、職員・庁舎・設備・資機（器）材・ライフライン等の人的・物的資源の制限や被害が生じることにより、区の行政機能が低下する事態をあらかじめ想定し、非常時優先業務や、それらの業務の継続及び早期再開に資する事前対策等を明記したものである。これは、地域防災計画の対応面の実効性を確保するとともに、区の防災力の強化を図るものであり、地域防災計画を補完するものとして位置付けられる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 計画の構成

第1章 江東区事業継続計画（風水害編）に係る基本事項

事業継続計画全般に関わる事項をまとめている。

第2章 被害の想定等

当計画の前提となる区内全般や区役所各庁舎の被害想定等を示している。

第3章 事業継続に必要な態勢の確立

災害時における区の職員態勢に関する事項を掲載している。

第4章 区が実施する非常時優先業務

風水害の発生が見込まれる場合または発生した場合に、区が実施すべき業務として選定した非常時優先業務について掲載している。

第5章 事業継続に必要な各種環境・資源の確保

非常時優先業務を遂行する上での課題と事前対策について掲載している。

第6章 事業継続管理（BCM）

当計画の継続的な改善の取組である「事業継続管理（BCM）」について、その基本的な考え方や運用・管理体制を示している。

第7章 その他

当計画書の用語集を掲載している。

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

(都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

震災編 第2部 第4章 予防対策 第5節「水道」、第6節「下水道」、第7節「電気・ガス・通信等」、第8節「ライフライン復旧活動拠点の確保」に準ずる。

第2節 道路・橋梁

(区土木部、都建設局・港湾局・下水道局、首都高速道路)

震災編 第2部 第4章 予防対策 第1節「道路・橋梁」に準ずる。

第3節 鉄道等交通施設

(東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ、都総務局)

震災編 第2部 第4章 予防対策 第2節「鉄道等交通施設」に準ずる。

第4節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局・港湾局)

震災編 第2部 第4章 予防対策 第3節「河川・港湾施設等」に準ずる。

第5節 緊急輸送ネットワークの整備

(区総務部、都建設局、荒川下流河川事務所)

震災編 第2部 第4章 予防対策 第4節「緊急輸送ネットワークの整備」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3章 地域防災力の向上

区民、事業所等は、「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進める。

第1節 区民の防災力の向上

(区総務部・福祉部・障害福祉部・土木部、災害協力隊)

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意情報等や、被害状況などを覚えておく。
- 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品の準備をしておく。また、災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 台風が近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担を決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、連絡方法・避難先・避難経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておき、家族で共有する。
- 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話・スマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。必要に応じて、家財道具を上階の安全な場所に移しておく。
- 区が発令する避難情報の区分とその意味を理解しておく。
- 区が提供する防災情報を収集する手段を事前に確認しておく。
- 区が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 災害時の避難に支援が必要な場合は、区が作成する「避難行動要支援者名簿」への登録を届け出し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 地域による共助の推進

(区総務部・福祉部・障害福祉部、災害協力隊)

1. 災害協力隊

震災編 第2部 第2章 予防対策 第2節 2. 「災害協力隊」に準ずる。

2. 外国人支援対策

震災編 第2部 第2章 予防対策 第1節 3. 「外国人支援対策」に準ずる。

第3節 避難行動要支援者の安全体制の確保

(区総務部・福祉部・障害福祉部、災害協力隊)

1. 江東区避難行動支援プラン（全体計画）の策定

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第1 「江東区避難行動支援プラン（全体計画）の策定」に準ずる。

2. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第2 「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有」に準ずる。

3. 地域における安全体制の確保

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第3 「地域における安全体制の確保」に準ずる。

4. 社会福祉施設等の安全対策

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第4 「社会福祉施設等の安全対策」に準ずる。

5. 消防の地域協力体制づくり

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第5 「消防の地域協力体制づくり」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

第4節 事業所による自助・共助の強化

(区総務部、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第2章 予防対策 第1節「自助による区民の防災力向上」に準ずる。

第5節 区民・行政・事業所等の連携

(区総務部、深川・城東両消防署)

1. 区民・行政・事業所等の連携

区及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

第4章 ボランティアとの連携

(区総務部・福祉部、都生活文化局、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第2章 予防対策 第6節「ボランティアとの連携」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第5章 防災運動の推進

区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び訓練の充実を図る。

第1節 防災意識の啓発

(区土木部)

区民の防災意識の啓発を図るため、区土木部河川公園課において、次の広報活動を行う。

① 「江東区大雨浸水（内水）ハザードマップ」の公表

平成15年度と平成16年度に東京都が、区に関係する川の流域（隅田川及び新河岸川と江東内部河川）に、平成12年度に発生した東海豪雨並み（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）の降雨があった場合に浸水する範囲及び浸水深さを示した「浸水予想区域図」を作成した。これを受け、平成17年8月に区は浸水する範囲及び浸水深さと主な公共施設を示した「江東区大雨浸水ハザードマップ」を作成した。

その後、平成27年度の水防法の改正により、令和3年に「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」が、令和2年には「江東内部河川流域浸水予想区域図」がそれぞれ改定されたことを受け「江東区大雨浸水（内水）ハザードマップ」を令和3年に改定した。令和4年5月に全戸配布を行い、転入者へは随時配布している。また、土木部河川公園課・総務部防災計画課・各出張所等での配架に加え、区ホームページで公表している。

② 「江東区洪水ハザードマップ」の公表

平成16年度に国土交通省が作成した「荒川下流域浸水予想区域図」を基に、区では平成22年7月に、荒川が大雨によって洪水氾濫した場合に浸水する範囲及び浸水深さと危険が迫った場合に避難する「避難地区」等を示した「江東区洪水ハザードマップ」を作成した。平成27年度の水防法の改正を受け、国土交通省が想定し得る最大規模降雨を想定した「荒川水系 荒川洪水浸水想定区域図」に改定した。これを受け、令和2年3月に区も「江東区洪水ハザードマップ」を改定した。同年7月に全戸配布を行い、転入者へは随時配布している。また、土木部河川公園課・総務部防災計画課・各出張所等での配架に加え、区ホームページで公表している。

③ 「江東区高潮ハザードマップ」の公表

都が平成29年度に、平成27年度の水防法の改正により、想定し得る最大規模の高潮氾濫が発生した場合の「高潮浸水想定区域図」を作成した。これを受け、区は令和2年3月に高潮氾濫が東京湾で発生した際に、浸水する範囲及び浸水深さと、危険が迫った場合に避難する「避難地区」等を示した「江東区高潮ハザードマップ」を作成し、7月に全戸配布した。その後、令和6年度に都が「高潮浸水想定区域図」を改定し、「江東区高潮ハザードマップ」を令和7年3月に改定した。また、土木部河川公園課・総務部防災計画課・各出張所等での配架に加え、区ホームページで公表している。

④ 区が作成した区内における浸水履歴図の公表

平成18年度以降に床上・床下浸水、道路冠水等の被害が発生した箇所について、土木部河川公園課及び区ホームページで公開している。

⑤ 「土のう」「浸水への備え」の配布

水害発生の際における浸水対応は、水かさが上昇してからでは遅いため、平成17年度より出水期前の6月から10月まで毎月土のう配布の受付を行っている。また、土のうの配送に合わせ「浸水への備え」を配布するとともに、区窓口や区ホームページに掲載し、注意を喚起している。

⑥ 江東デルタ地帯の地形がわかる立体地図の展示

区民が水害等の災害時に適切な判断や行動をとることができるよう、区の地形に対する認識を深めることを目的として、平成23年度及び令和3年度に地形の高低が凹凸で表されている地図を東京高潮対策促進連盟が作成した。区内の全小・中学校、義務教育学校、区役所、図書館等で展示を行っており、実際に触れることで日常的に区的地盤の低さを認識・学習することができる。

第2節 防災訓練の充実

(区、各機関、災害協力隊)

1. 計画方針

防災教育・防災訓練の基本方針については、震災編 第2部 第2章 予防対策 第1節 2.(3)「防災教育・防災訓練の充実」に準ずる。

2. 各種訓練

(1) 総合防災訓練

震災編 第2部 第6章 予防対策 第1節 3.(1)「総合防災訓練」に準ずる。

(2) 水防訓練

第1方針

本区の特殊性から江東区水防計画に基づき、本計画のひとつとして水防工法技術の向上を目的とし、訓練及び関係機関が連携した演習を実施する。

また、関係機関が行う水防訓練に協力する。

第2実施要領

1) 訓練

訓練は、各種水防資機(器)材を使用して水防活動に必要な技術の習熟を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2) 演習

訓練により習得した技術を基に水災を想定して、関係機関が一体となった総合的な演習を行い、関係機関の連携活動の円滑化を図る。

3) 項目

- 総合水防演習
- 参集訓練及び部隊編成訓練
- 資機（器）材輸送訓練
- 各種水防工法訓練
- 浸水地救助訓練
- 情報通信訓練
- 本部運営訓練
- 救助救急訓練
- その他水災時の活動に必要な訓練

4) 参加機関

各消防署、各消防団、区

5) 訓練・演習期間

- 訓練は区の協力の下、各機関で実施する。
- 演習は毎年台風シーズン前に実施する。

(3) 警備訓練

第1 風水害訓練

1) 訓練日時

原則として5月以降9月までとする。

2) 訓練項目

- 救助訓練
- 避難誘導訓練
- 広報訓練
- 水防工法訓練
- 交通対策訓練
- 舟艇操作法(船外機操法を含む。)訓練
- 通信訓練

第2 突発的災害訓練

1) 訓練日時

適宜実施する。

2) 訓練項目

- 初動措置訓練
- 警戒区域設定訓練
- 救出救護訓練
- 交通対策訓練
- 避難誘導訓練
- 広報訓練
- 被害情報収集訓練
- 関係機関連携訓練

3) 参加機関

区、関係機関

(4) 消防訓練

震災編 第2部 第6章 予防対策 第1節 3.(3)「消防訓練(深川・城東両消防署)」に準ずる。

(5) 救急救助訓練

震災編 第2部 第6章 予防対策 第1節 3.(4)「救急救助訓練」に準ずる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

